

**令和3年度**

**第8回 佐々町農業委員会総会議事録**

令和3年11月26日（金）

佐々町農業委員会



令和3年11月 第8回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和3年11月26日（金）午後13時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開会 令和3年11月26日（金）午後13時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	吉野 裕君	2	濱野 努君	3	池田 邦義君
4	藤永 茂君	5	築城 武美君	6	和田 貞子君
7	坂口 隆英君	8	藤永 九市君	9	寶持 雅祥君
10	池田 晴良君	11	井手 俊博君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也君	推進委員	林 勇作君	推進委員	福田 庄治君
推進委員	筒井 浩一君	推進委員	玉置 義則君	推進委員	大瀬 敏幸君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	橋川 貴月君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
10	池田 晴良君	11	井手 俊博君		



## 8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 令和3年度女性の農業委員会初任者委員のための研修会について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について（2件）

(4) 審議事項

第22号議案 非農地通知申出書について

第23号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第24号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について

第25号議案 農用地利用集積計画の取消について

(5) 協議事項

○農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について

○佐々地区農村地域防災減災事業（ため池整備計画変更）に伴う三条資格者の承認について

○佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について（資料当日追加）

○農用地利用集積計画（利用権設定）の担当委員選定について

(6) その他

①実質化された人・農地プランへの追記・加筆について

②12月定例会の日程について

③その他



事務局長（橋川 貴月君） すみません、定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第8回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは初めに吉野会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。今週に入って急に寒気が南下といいますか、急に寒くなっているなり冬が近くなったような感じがしております。

つい先日、ライスセンターにちょっと問い合わせしましたところ、今年の佐々町内の集荷状況はなつほのかが1, 691袋、ヒノヒカリが939袋、にこまるが2, 229袋でまだ最終的な計算というかまでにはまだいたっていなくて、まだ保有米とか何とかの引き渡しが今行われている状況です。集計はもう少し変わるかもしれません。そういう状況です。

御存じのとおり、このコロナにおいて米の消費も少なくなり、来年の作付けも大幅にまた減少されるような見通しです。全国的には豊作といいますかそういう状況になって、米余りがずっと続いております。なかなか米で収益を上げることは難しくなってきているのではないかと感じております。

先日、11日やったですかね、平戸の家畜市場において、来年和牛の全国大会が鹿児島で行われます。それに伴って県北地区和牛共進会が開催されました。佐々町からも出場され、大変健闘されました。できれば佐々町からも全国に行ける和牛が出品されることを期待しております。

これからますます寒くなる予想が出ております。一晩で50cm、60cmという雪が東北地方では降っております。こちら辺もそういう寒波が来る予想がされております。なかなか体調管理が難しいと思いますが、崩されないように活動されるようよろしくお願ひいたします。挨拶といたします。

事務局長（橋川 貴月君） ありがとうございました。

本日の出席委員は全員です。最適化推進委員についても全員出席でございます。委員は定数に達しておりますので、総会は成立していることを御報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりましたので、この日程でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、これより議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることになっておりますので、10番、池田晴良委員、11番、井手俊博委員を指名しますので、よろしくお願いします。

以上で日程2を終わります。

日程3、報告事項に入ります。

報告第1号 令和3年度女性の農業委員会初任者委員のための研修会について、事務局からの説明を求めます。事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 資料の1ページ目を御覧ください。

令和3年11月19日の13時30分から15時30分まで表題にあります女性の農業委員会初任者委員のための研修会が開催されております。場所は役場2階会議室でウェブ方式で開催されております。佐々町からの出席ですけれども、女性委員の和田貞子委員、それと事務局の私が出席させていただきました。

2ページ目を御覧ください。

式次第ですけれども、開演の前に挨拶の中で女性の農業委員を今後3割に増やしていくという計画があることの説明がございました。それとその後、講演会、それと事例報告の3件が行われております。出席については以上です。報告を終わります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。

まずもって、和田さん、出席されて感想を一言いただければと思います。

6番（和田 貞子君） 研修のテーマがメタ視点のススメっていうことだったんですけど、農村にありがちな古い風習とか固定概念にとらわれてなかなか物事が進まなかつたりとかいうことが多々あるんですけども、そういうときにでもちょっと視点を変えてみてみるとできなかつたことができたり、進まなかつた物事がすすんだりっていうことがありますよっていうようなことを例を挙げて理路整然と分かりやすく講演をしてくださいました。駒澤大学の女性の方だったんですけど、これは私たちだけではなくて、企業、会社全ての方に通じる考え方だなということを感じました。それで私と事務局長さんだけで聞くのはもったいないかなと思うような講演で、もしビデオでも撮っておいて皆さんで1時間ぐらいだったと思うんですけど、共有できたらよかったですと思いました。

以上です。

会長（吉野 裕君） ありがとうございました。

皆さんのはうから何かありませんか。

8番。

8番（藤永 九市君） 今、説明いただきましてお疲れさまでございました。非常に有意義なこ

とであったということでしたけれど、ただお尋ねしたいのが、コロナ禍によって問題の方式とかそれなりに対策をこの2年間、大体そういう形になってきておりますから、身近に研修、今までの長年在り方じゃないもんですから、ちょっと分かりにくい点があるんじゃないかなという気がしますが。それは当然結局講演にしましても話し合いにしましても両方双方に画面を通して対応できるという形になるんでしょう。そういう形でしょう。その点は結局は何か質問があつたり尋ねたりすることができるということですかね。2人出られて今和田委員さん言われたように勿体なかつたとありますけれども、そうすると全国知事会、かれこれずっとテレビなんかでこういう問題の方式ありますよね。そういう中でどういうふうな形になったのかなと。身近にそういうのに携わっておりませんから分かりませんけどね。だったら、質問しようと思ったら質問ができるし、とりあえずその画面も向こうに映るというシステムになっているんですかね。例えばこっちからこの問題について意見なり質問をするというときには、それぞれ御覧になっている皆さんに全部映るということですかね。そういうことですか。その辺ちょっと皆さん多分確認したいなと思いますから、ちょっとその辺御説明いただけますか。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 今委員さんの御質問の中でお互い双方意見だったり言えるような状況なんでしょうかと、ウェブ会議方式が。という御質問だったかと思いますけど。実際受講するに当たって、途中途中で御意見がありませんかということで、それぞれの見ていらっしゃる方たちの意見がその場に吸い上げられるような形での対話といいますか、そういうことは可能になっています。

ただ、ちょっと回答に困られるような分は後日回答にはなるんですけど、そういった形で一方的な受けだけっていう形ではウェブ方式の分ではありません。お互いの意見が言えるような会議となっております。

以上です。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） ありがとうございます。そうしたら、このオンラインは双方の話ができるという、協議の場が設けてあることになります。もう一方、モニタリング方式もありますよね。ただ向こうから、例えば研修の内容だけとか。それぞれ一方的に聞くだけという方式もありますよね。そういうともうそれなりにやっているんですかね。農業委員会ではこういう形ありましたけど、そういう形もやっぱり町関係でもあるのかちょっと事務局長分かります。お尋ねです。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） すみません、ウェブ方式というのは双方でやり取りができるやつですけど、それ以外にユーチューブとかいうとかいうので配信されているだけのものも講習というのもあります。それは一方的に受けるだけ、受講という形になってきます。

ちなみに、12月にも農業者年金の推進のためのユーチューブでの研修会という案内がきています。特別推進部長さんだけにちょっと今日お渡ししていますけど、ぜひ見ていただきたいという。ただ、それについてはユーチューブなので返事というのができないような受講の形になっております。そういった2種類、双方でやり取りする分と一方的に聞く分の講習というのがございます。

以上です。

8番（藤永 九市君） どうもありがとうございました。分かりました。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。なければ、第1号は終わります。

次、第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、2件、事務局の説明を求める。事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 事務局です。資料の3ページを御覧ください。

これから説明する2点ですけど、合わせて4筆になります。合意解約となります。23、これから審議される23号議案の農地利用集積計画で次の耕作者が決まっている農地が合意解約をされるものとなります。

1件目です。農地法第18条第6項の規定による通知書ということで賃貸人、○○○○さん。賃借人、○○○○。

土地の所在ですが、佐々町沖田免字矩ノ手地番208号、地目、田。面積、3,409m<sup>2</sup>ということで、賃貸の解約を申し入れた日が令和3年10月1日。解約の合意が成立した日が10月の15日ということで、1件出ております。

それと2件目ですが、5ページになります。利用権設定変更解約申出書として、中間管理機構に貸出をしていらっしゃる○○○○氏より農業振興公社のほうへ解約したいという申し出が出ております。

対象の農地が佐々町角山免字丸尾668の1。面積が1,863m<sup>2</sup>、広告年月日が令和2年2月27日。ほか2筆になります。解約の理由としては、1番下に書いてありますように、借り手が経営規模を縮小するためということで貸し手の農家さんから出ております。

また、次の6ページ目です。今度は借り手の方からも解約したいということで利用権設定解約申し出書が出ております。以下は先ほどの貸し手のほうの方と同じ地番、そして同じ理由となっております。

以上で報告を終わります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありますか。

この後新たな利用権の設定については決まっておりますので、一応報告しておきます。

ないようですので、報告事項を終了いたします。

次に、日程4、審議事項に入ります。

第22号議案 非農地通知申出書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 資料の7ページ目を御覧ください。

第22号議案 農地法第22条第1項の農地に該当するか否かの判断について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について農業委員会の判断を求める。令和3年11月26日ということで、提出されております。

8ページを御覧ください。

非農地通知申出書、申出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。下記土地は自然荒廃により農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことを申出ますということで、申出の土地が佐々町口石免字舟人舟、地番、145番4。地目、畑。面積176m<sup>2</sup>。もう1筆です。佐々町口石免字舟人舟140番2。田んぼ。435m<sup>2</sup>となっております。

場所の説明ですけれども、11ページを御覧ください。

場所は千本団地から木場方面へ向かうところの町道の交差点付近になります。赤で囲んだ場所が現地の位置になります。

12ページを御覧ください。航空写真です。

赤で印してあるところがその場所になります。

それと、13ページ。これは現地を直接写真で撮った分になります。140番の2番地の分。それと、次の14ページを御覧ください。140番の2番地と145番の4番地の現地の写真をつけておられます。

次に、15ページの字図を御覧ください。字図で見ますと、町道のちょうど交差点付近で、淨香谷線という道路と里木場線という道路が明記してありますけれども、その道路の改良の際にもともとあった農地がこういった形で黄色に塗ってある箇所が申請地ですけど、細長く残ったような形になっております。

同じく16ページにもあざ図が付けてあります。同様に町道で改良で道路によって農地がこういった形に細長く残されたものになっております。

17ページを御覧ください。

現地の調査表ということで、令和3年11月1日月曜日、13時から13時30分まで

の間で地元の農業委員さんお2人の方と事務局、それから所有者、○○○○氏とで現地の確認をしております。

以上、事務局からの説明を終わります。

会長（吉野 裕君） 地元員の補足説明をお願いします。

4番。

4番（藤永 茂君） 先ほど事務局から説明がありましたように、場所のほうは千本団地から木場に行く道の途中にありました。今説明がありましたように、11月1日13時から藤永九市委員と私と事務局の橋川さんと行ってまいりました。本人さんの立会いのもと、道下の土地でありますて、（聞き取り不能）もう雑木とか雑草が（聞き取り不能）。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ある方いらっしゃいませんか。  
ないようですので、採決をいたします。

第22号議案について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

ありがとうございました。

挙手多数で、非農地と判断いたします。

次に、第23号議案 農地利用集積計画の承認について（利用権設定）と24号議案農用地利用集積配分計画（案）の承認については関連がありますので、一括審議、上程したいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは一括して上程いたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） それでは、資料の18ページを御覧ください。

第23号議案 農地利用集積計画の承認について（利用権設定）。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので本委員会の承認を求める。令和3年11月26日、佐々町農業委員会会長。

次の19ページを御覧ください。

佐々町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想、第4の1の5の規定による農地利用集積計画書、新規として1件ございます。

番号1、権利の設定を行う者。○○○○、○○○○氏。権利の設定を行う者、長崎市尾上町3番1号、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長。

土地の所在、市場免字倉前、地番85。地目、田。面積817m<sup>2</sup>。権利の種類、賃借権。区分、農用地。今回の設定内容は金納で2,451円、年間。で、7年の契約となつております。

引き続き、21ページを御覧ください。

佐々町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想。4の1の5の規定による農用地利用集積計画書ということで再設定になります。

権利の設定を行う者、貸し手農家。○○○○、○○○○さん。権利の設定を行う者、借り手農家として○○○○、○○○○さん。

土地の所在、口石免字駄路、地番1552、地目、田。面積、2,090m<sup>2</sup>。借り手農家、耕作面積4,438。権利の種類、賃借権。区域区分、農用地、すみません、ちょっとここは今回の設定内容空欄になっておりますけれども、記入していただけたらと思います。物納となります。120kg、年間。契約年数は5年ということで最終的に契約が結ばれておられます。すみません、同様にあと2件ございます。ちなみに、2番のところも1番右端が今回の設定内容、空欄となっておりますけれども、契約書が事務局に届いておりますので、それを記入していただきたいと思います。金納で9,672円、年間。で、期間が3年間ということで双方の合意にいたっています。9,672円。

それとすみません、この中に書いておりませんけれども、あと1件追加で記入していただけたらと思います。それは、107ページにちょっと。ページが飛びますけれども、107ページの3番。番号でいくと3番、上から3つ目。ここに書いてある○○○○、○○○○さん。21ページの2番の方と同じになります。借り手農家が○○○○、○○○○さん、これも21番の方と同じになりますけれども、今回一緒に契約書、お持ちになっています。ですので、この中に107ページの今話したナンバーの3の分をそのまま追加していただけたらと思います。ちなみに、170ページの3番のところは年数が記載してありませんでしたけど、金納で1万5,000円、年間。期間は3年ということで双方の合意にいたっております。

それと、すみません、22ページですね。今度は新規の分になります。

権利の設定を行うもの、貸し手農家、○○○○、○○○○さん。権利の設定を行う者、借り手農家、○○○○、○○○○さん。土地の所在、沖田免字矩ノ手209番地。地目、田。面積、3,174m<sup>2</sup>。借り手農家、耕作面積、1万5,918m<sup>2</sup>。権利の種類、賃借権。区域、区分、農用地。今回の設定内容は金納で年間3万円。期間は5年となっております。ほか4件、合計5件が今回の23号議案の利用権設定になります。

引き続き、24号議案、24ページです。を説明させていただきます。

第24号議案 農地利用集積配分計画（案）の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、別紙のとおり農用地利用集積配分計画（案）を定めたいので、本委員会の承認を求める。令和3年11月26日。佐々町農業委員会会長。

25ページ目を御覧ください。

新規で1件になります。権利の設定を行う者、貸し手農家、農家ではないですね、失礼しました。長崎市尾上町3番1号。公営財団、長崎県農業振興公社理事長。権利の設定を行う者、借り手農家。〇〇〇〇、〇〇〇〇土地の所在、市場免字倉前。地番85。地目、田。面積、817。借り手農家、耕作面積6万9, 084m<sup>2</sup>。権利の種類、賃借権。区分、農用地。今回の設定内容は金納で、年間2, 451円で7年間ということでカウントして計画されております。

以上、23号議案、24号議案あわせて説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。

ないようですので、採決をいたします。

第23号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）について、賛成の方の挙手をお願いします。

ありがとうございました。挙手多数で承認いたします。

続いて、第24号議案 農用地利用集積配分計画（案）の承認について採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。挙手多数ですので、承認いたします。

次に、第25号議案 農用地利用集積計画の取り消しについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 26ページを御覧ください。

第25号議案 農用地利用集積計画の取消について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、定めた別紙の計画を取り消したいので本委員会の承認を求められる。令和3年11月26日、佐々町農業委員会会長。

すみません、次の27ページを御覧ください。

取消令1件となります。佐々町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の5の規定による農用地利用計画書の取消としまして、権利の設定を行う者、貸し手農家としては〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。権利の設定を行う者、長崎市尾上町3番1号、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長。土地の所在、角山免字切通、地番118の1。地目、田。面積、1, 024m<sup>2</sup>。権利の種類、賃借権。区域、区分、農用地。今回の設定内容、取消として以下6筆がございます。

すみません、これについて取消のする場所として御説明をさせていただきます。それと今回の取消に当たった具体的な内容を御説明したいと思います。

28ページを御覧ください。

ここは角山の北ノ切ため池の上でございます。真ん中に青く塗ったところ、7筆が今回の対象農地となります。平成14年に土地区画整理として圃場整備がされております。7筆ですけれども、そのうち3筆が次の29ページも併せて見ていただきたいと思うんですけれども、○○○○さんという方がお持ちになっていらっしゃいます。土地の登記簿上の名義人です。それと、2筆が○○○○さんという方がそれぞれお持ちになっています。あとの2筆が○○○○さんという方が持っておられて、それぞれ28ページの地図の中でいきますと1番左端の縦に細長くある1番左端の118の7番地が○○○○さん、1番左端を持っていらっしゃいます。次に、縦長く真ん中付近にありますけど、そこが○○○○さんになられます。上の田んぼと下の田んぼにまたがっておられます。それと1番右端の118の1番地、118の2番地、そこを○○○○さんと○○○○さんでお持ちになっていらっしゃるような状況になっています。これについては、29ページの一覧表の下に今までの経過を書かせていただいています。黒い四角のところです。下のほうにあります相続登記未了の農地の取り扱いについてということで、中間管理機構から問い合わせがあつておりました。当機構が平成30年12月26日付け、町の広告で佐々町○○○○氏と賃貸契約を締結しておりますが、今般同氏には賃借権設定農地の所有権がないことが判明したところです。上の7筆に関して土地の所有者の土地台帳には○○○○さんの名前はございません。ただ、○○○○氏は○○○○さん、亡くなられた○○○○さんの息子さんでございますので、○○○○さんの分についてはあろうかと思います。

それと、○○○○さんという方は○○○○さんのおじいさんになられるので、○○○○さんと○○○○さんの分については○○○○さんは所有権があられるかと思います。ただし、○○○○さんの分については相続権はございません。そういうところで下の説明の当該農地にかかる農用地利用集積計画7筆は民法上の規定に違反し、契約者になり得ない相手との賃貸契約のため、明らかな錯誤であり、貴町が広告した集積計画は無効と考えられます。つきましては今後、貴町におきまして当該農用地の利用集積計画の取消、公告の手続きを進めていただきますようお願いします。また、県におきましても農用地利用集積配分計画の取消の広告を行う予定です、ということで、機構から案内が着ておりました。ということで、今回の相続ができていなかったばかりに今回の取消をせざるを得なくなつたという事情でございます。

以上、事務局からの説明を終わります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問のあられる方いらっしゃいませんか。

5番。

5番（築城 武美君）既にこれを耕作している人がいますよね、現実的に。その人にはこの話を通じていますかという話が1つです。

会長（吉野 裕君）事務局。

事務局長（橋川 貴月君）借りていらっしゃる方は29ページに書いてありますように、下のほうに書いてありますけど、機構が10年間借りていらっしゃって、機構から借りていらっしゃる方が5年間借りていらっしゃいます。実際その方にも今回のお話をさせていただいています。引き続き借りたいということの意向はしっかりと伝えていかれました。〇〇〇〇さんのほうにその意向も事務局として伝えているところです。

以上です。

5番（築城 武美君）それに伴って、この契約は無効になるとこの農地は今借りている方は引き続き耕作をされる予定になるんでしょうか。結果的にいうと、荒れ地、要するに耕すことをもうしないことになって、荒れていくんではないかっていう心配が1つあります。それで結果的にそういう事例として相続登記がなされなくて、校舎にこういうふうな手続きをなされている佐々町の農地というのはほかにもあるんではないかという心配がございます。そこで、結果的には民法にいう相続登記がなされない土地を管理をしてやるという目的の人だけで貸し借りがなされていくということについてはこれの事例によって違法ですよということになりましたから、結果的には今後解約を進めていって、その後は相続人はどうするかという議論に発展するんじゃないかなというふうに思っています。

聞くところによると、これは〇〇〇〇さんの相続人である方が基本的にはお金が〇〇〇〇さんに、私自分の土地がこういう手続きによって、貸し借りになって、〇〇〇〇さんにお金が入りよる。当然相続人もお金をもらうべきではないかという相談をなされた。そのことによって結果は弁護士は、それは金をもらいよるなら俺ももらう権利があるとやないかという（聞き取り不能）なされた。そのことによってこれはやはり事務処理として間違っているものは正さなくてはいかんということで錯誤による解約ということを申されておるんですが、その辺については新たな問題として相続人の同意を得て貸し借りの手続きをとっていくのか、そうでなくて佐々町はその相続人については、例えば弁護士等にその権利の放棄を求めていくのか。含めて、努力をする義務が生じたというふうに感じております。

そこで非常に難しい案件ですけれども、今後この土地の処理をめぐっては相続人の同意を得て貸し借りをやるというパターンに農業委員会としては農地を荒らさないためにはその方法を取っていかんばかりかんのではないかという気がしているわけですが、非常に難問で、相続人があちこちいらっしゃいますからその相続人の同意を取るのは誰が取るんだと

いう作業が出てくるんじゃないかなという気がしております、今後きっちつとしたマニュアルを考えて動くべきではないかなというのが2つ目の提案です。そのことについて事務局はどうお考えでしょうかということでございます。

以上です。

会長（吉野 裕君） 休憩いたします。

（休 憩 午後 14時 15分）

（会議再開 午後 14時 30分）

会長（吉野 裕君） 会を開いたします。

事務局。

事務局長（橋川 貴月君） すみません、休憩を挟みましたけど、引き続き事務局としましては双方の合意にいたれるようにサポートしながら進めさせていただけたらと思っております。また、マニュアルについてですけれども、いろんなパターンがあるものですから検討はしたいと考えておりますけど、すぐはちょっと難しいかと考えております。

以上です。

会長（吉野 裕君） それでは、採決をいたします。

この25号議案について、取消やむなしを思われる方の挙手をお願いします。

ありがとうございました。挙手多数ですので、取消やむなしということで、農地中間管理機構へ進達いたします。

次に、日程5 協議事項1件目、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について、事務局からの説明をお願いします。

事務局。

事務局長（橋川 貴月君） すみません、資料の30ページを御覧ください。産業経済課からの案件になります。

佐々町農業委員会会长殿。佐々町長、古庄剛。農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について。このことについて農業経営基盤強化促進法施行規則第7条の規定に基づき、貴職の意見を伺います。ということで、31ページの回答書及び32ページから72ページ目までが赤黒で左右に書いてありますけど、新旧対照表となります。73ページから基本的な構想の改正後の案が102ページまでございます。今回構想の変更が必要になった理由として、農業経営基盤強化促進法が令和2年4月に改正されております。それに伴い、長崎県の基本方針が令和3年4月に変更されたことにより、各市町も基本構想を改正しなければならなくなつたということです。主な改正点ですが、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ統一、一体化されたことにより、文言の修

正がされています。それと、本町における主要な営農類型の値が最新の数字に修正されています。この基本的な構想により認定農業者とかの経営規模とかがこの中に記載されているんですけども、その分については76ページのところになります。76ページの3のところですね。3の中段から下の農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者との並みの生涯所得に相当する年間農業所得が年間労働時間を目安に第1表のとおりということで真ん中に第1表があります。この認定農業者の経営改善計画とかは変更になっていません。主たる従事者1人当たり概ね320万円。主たる従事1人当たりの年間労働時間2,000時間とか、そういう主なところは変更はされておりません。

先ほどちょっと話しましたように、その後の79ページとかに佐々町の主な経営の基本的な指標というところの第2表の営農規模とか生産方式とかそういったところが直近の1番新しい数値だったりとか文言に修正がされている内容になっております。全文を御説明するのは難しいと思いますので、割愛させていただきたいと思っています。改正の内容は、法が改正されたことにより今回それに伴い、佐々町の構想を変えなければいけなくなったということになっております。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見ありませんか。

8番（藤永 九市君） ちょっとお尋ねします。今説明いただきましたけど、この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想ということで、当時産業経済課から提出されたものですね。それでまた追加資料分厚いのが出ておりますけどね、追加資料。目を通させていただきましたけれども。今日は当然のことながら産経からの説明を求める必要はなかったですかね。本来は担当者が来てこれを説明してくれればよかったですけども、事務局が一手に受けてしゃべっておるもんですから、その点はどうだったかとお尋ねしておきたいと思います。いかがですか。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） すみません、産業経済課には来ていただくことになっております。

2時から今入札事務が行われていますので、終わり次第ほかのため池とかそういったのがございますので、説明に来ていただくようにお話はさせていただいているところです。詳細について、私の説明不足もありますけど、聞きたいことがあれば来たときに少し手前の分についてもそのときに質問していただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

8番（藤永 九市君） そういうことであれば結構です。ありがとうございました。

事務局長（橋川 貴月君） ちょっと休憩していただいてよろしいですか。もう入札事務が終わ

っているかもしれませんので、連絡をしてすぐ上がって来てもらうように、ちょっと休憩よろしいですか。

会長（吉野 裕君） 休憩します。

（休 憩 午後 14時 40分）

（会議再開 午後 14時 42分）

会長（吉野 裕君） 先ほど説明しました農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について、担当課より説明させていただきます。

産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛君） 皆さん、こんにちは。それでは、今協議事項にございます農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想ということで、この構想につきましては5年間に一度の見直しがあります。今年度見直しということでの作成をしているところでございます。5年前とちょっと変更点ございますので、その変更につきましてちょっと担当より説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。その後に御質疑いただければと思います。

会長（吉野 裕君） 産業経済課主事。

産業経済課主事（力竹 洋平君） それでは、基本構想の変更点について御説明させていただきます。一応この基本構想というものが県の方針のほうの見直しが今年度の4月にあります。それに伴って経営の方針を見直しということになっております。主な内容としては、認定農業者の方の所得の目標等の構想等があるんですけど、県のほうの所得の見込みのほうも変更等ありませんでしたので、認定農業者の方の所得の見直し等は現在行っておりません。主な変更内容としては、現状に例えれば制度のほうの改正等がありまして、その文言が農業生産法人っていう文言が現在も法律上存在しない言葉となっておりますので、そういう分の変更と現在にそぐわない内容等の変更が主になっております。

以上です。

会長（吉野 裕君） 産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛君） 農業委員会と直接この基本構想にうたつてある分で直接関係あるのが、斡旋ですね。農地の売買に伴います斡旋の件がうたつてあると思います。基本的にはほかの大きい市になりますと斡旋の場合、農地を購入できるのは認定農業者となっていますが、本町の場合につきましては認定農業者のみじゃなく、専業農家といいますか、農業日数が150日から300日程ある農業者に対して農地の売買斡旋ができるという内容が農業委員会に直接関係がある内容となっております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 何か皆さんのはうから御質問ありませんか。

5番。

5番（築城 武美君） この基本構想は周知をする義務があるんですか。例えば町民に対して。例えば農家に対して。または告示をする必要があるんですか。その辺はどうなんですか。

会長（吉野 裕君） 産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛君） この基本構想に関しましては告示をするというふうに決まっております。町民にまで知らせるという必要はございません。

5番（築城 武美君） そうすると。役場の前の告示板に貼り出すとかそういうパターンです。

産業経済課長（金子 剛君） はい。

5番（築城 武美君） はい、承知しました。（中断）

会長（吉野 裕君） 主な三条資格者の承認について、事務局からの説明をお願いします。  
事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 資料の103ページを御覧ください。

令和3年11月2日、佐々町農業委員会会長殿。佐々町長、古庄剛。

佐々地区農村地域防災減災事業（ため池整備計画変更）に伴う三条資格者の承認についてということで、対象ため池として、帽子田ため池、木場地区にあります。稗田ため池、角山地区にあります。大小田ため池、野寄地区にあります。この事業に関して三条資格者数、別紙のとおり44名ということで105ページから106ページまでの44名の方について三条資格者がありますかということで事務局のはうに承認を求めておられます。事務局として農地台帳及び農家台帳が整備されており、確認したところ、先ほど別件でもありましたように土地の所有で5,000m<sup>2</sup>以上、また耕作面積で5,000m<sup>2</sup>以上ある方がほとんどでしたけど、22名中1名は5,000m<sup>2</sup>に満たない方がおられました。106ページにあります35番の方、この方は畑が3,000m<sup>2</sup>ほどの所有、もしくは耕作となっておりまして、三条資格がないことの確認を事務局としてしております。

事務局からの報告は以上です。

会長（吉野 裕君） 担当のはうから。

事務局長（橋川 貴月君） 事業の内容については担当のはうから御説明をお願いしたいと思います。

会長（吉野 裕君） 産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛君） このため池事業の内容についてちょっと説明をさせていただきました

いと思います。このため池の今整備を町内で3か所、県の事業として今実施をされているところですけれども、これ平成30年に広島県で大雨の豪雨があったと思うんですが、そのときにため池が決壊しまして、周辺の民家の方に重大な被害が及んだということがそもそもものの発端でございます。これをもとに今全国的に国の支援がございまして、各自治体のため池を調査をしなさいという内容で本町も今実施をしているところでございます。

これは令和5年度までため池の劣化調査ということで、例えばため池の水を通る堤体というのがございますが、そういったところに何か問題がないかとか、決壊の恐れがないかというような調査でございます。その調査をして、被害の恐れがあるということにつきましては、この整備事業が行われるというような内容でございます。今回お願いしたところは、まず本町に51か所ため池があります、佐々町には。その中で38か所が周辺に民家があつたりとか人的被害の恐れがあるというため池でございまして、38か所がこの重点のため池ということで指定がされているところでございます。この38か所を今から、先ほど言いました劣化調査を行いまして、調査結果後、整備の必要があるというため池については整備を行っていくというような事業内容でございます。今回、今3ため池、木場の帽子田ため池、野寄の大小田、それから角山の稗田、この3か所については整備をされているところでございまして、ごめんなさい、帽子田と大小田は整備が完了しております。あと1か所の角山の稗田がもうしばらく整備がかかるという状況でございます。帽子田じゃなくて、稗田か。失礼しました。大小田と稗田が今完了しているというところでございます。帽子田が今整備中という状況ですね。すみません。

その中で、今回三条資格者という皆様に農業委員会のほうに承認をいただく件につきましては、帽子田ため池の整備について、県の申請がございますが、これ変更申請というのが出てくるわけですね。この補助金をもらうために。この変更申請のときに関係者の同意が必要ということで、今同意がないと申請ができないという内容でございますけれども。そこで、同意をもらうためには三条資格者、農地法3条の5反以上持つていらっしゃって、農業日数が150日以上というような方、実際農業されているかということですね。その方の同意をいただくということで、その前に資格があるかという農業委員会の承諾をいただくということで今回お願いに上がっているところでございます。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） そうすると、今三条資格者名簿っていう名簿の中の調査をしてみたら、〇〇〇〇さんは資格者じゃありませんよというふうに事務局長おっしゃったですね。そうすると、この名簿自体は産経課が作られてきたんですか、農業委員会が作ったんですか。言っているのは、お答えをしなきゃいけないんですよね、吉野会長、承認する、承認しな

い。この名簿を承認するとなれば、この〇〇〇〇さんはのけんぱいかんとでしょう。結果的には。

会長（吉野 裕君） 産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛君） はい。

5番（築城 武美君） そうすると、事務局で調査をしてみたら、〇〇〇〇さんは3反しかありませんでしたよ。三条資格者じゃありませんっていうふうに変更して、承認をするという形をとるわけですね。

産業経済課長（金子 剛君） はい。

5番（築城 武美君） その提案もないでの、これを承認するのかなっていうちょっと気がしておりました。

それと、先ほど対象ため池がこの3つですよというお話があつて、38か所が危険なものがありますっておっしゃったんです。結果的に今回はこの3つのため池に対しての三条資格者の承認。限定的なものですよっていう捉え方でいいんですね。佐々地区って書いてあるから、防災事業が。佐々全体をさしているのかなという気がしましたけれども、結果的には対象ため池のこの3つを活用して農業やっている方の同意を取りますよと。同意を取るのは産経課が取るんですね、13人ですね。そういう捉え方でいいんですね。承知しました。

以上です。

会長（吉野 裕君） 産業経済課主査。

産業経済課主査（尾崎 喜好君） 佐々地区と書いてあるのが、県営の事業ですので、ちょっと大きくくくったところで佐々地区というふうな形になっていまして、今回の対象となっているのが帽子田、稗田、大小田っていうような形の3ため池が対象になっておりまして、ちょっと紛らわしくて申しわけございません。ちょっと県営の事業でして、大きくくくったところでの名称になっておりますので、御理解いただければと思っております。すみません。

事務局長（橋川 貴月君） すみません、事務局です。よろしいでしょうか。

会長（吉野 裕君） はい。

事務局長（橋川 貴月君） ちょっと補足をさせていただきます。

先ほど5番委員さんがお話になられたように、この44名で産業経済課からいただいたおりますけれども、1名減って43名での承認になろうかと思います。ちなみにこの43名の、土地改良法でこの43名の方の今回の事業内容、先ほどため池の話がありましたがけれども、その事業内容についてこういう内容で変更していいですかっていうのの対象、

聞く人が43名で、その中の3分の2の同意を得られたら事業が成り立つという。土地改良法でそういうふうになっています。流れとすれば、そのための名簿になります。43名というののうち、3分の2以上の同意があれば事業が成り立ちますよということでの今回三条資格者がどなたですかという問い合わせになっています。

以上です。

会長（吉野 裕君） はい。

5番（築城 武美君） 既に工事が終了したところがあるというふうにおっしゃいましたよね。それは、同意を得なくて工事をしたということですか。今言っているのは、この44名の方は、木場、角山、野寄におられる方たちが対象ですよね。既に先ほどおっしゃった工事をした帽子田、稗田、小田、この残っているのが3つですよとおっしゃったけど、ほかのやつは同意なしで工事が進んだという捉え方でいいんですか。まとめてもらうんですよという意味ですね。

会長（吉野 裕君） 産業経済課主査。

産業経済課主査（尾崎 喜好君） 事業を当初計画をした際に、3ため池が対象となっておりまして、帽子田、稗田、大小田ため池の受益者の方から同意を得ています。同意をいただいている。その同意をいただいているんですけど、今回帽子田ため池のほうで工事の施工内容が若干変わりまして、事業の計画変更というような形になりました、その計画変更をするために再度一度いただいている同意をもう一度いただかない場合にはその事業の計画変更を国のほうに申請ができないので、同意を得る必要がある。ただ、その同意をいただくためにまずは三条資格者であるかどうかの承認をしていただく必要がございまして、そちらのお願いをさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） ただいまのことでの話のとおり躯体工事というのは残っている。つい最近説明をいただいたんですね。県の担当の振興局から来て。今お話をとおり、帽子田が予算オーバーしたと。そういうことで、なぜかというのは、これは必ず堤工事には鋼がいるんですね。水を漏れないように入れる。ところが鋼の土が近くのほうに予定していたのがどうも合わないと。どんなに閉めても漏れると。水関係の漏れるというのは、本当に完璧にやらんと水漏れするんですよね。だから、その辺のために苦労しながらされたのは県下で初めてっていう対策。鋼の土に使う表側にずっと漏れ防止資材を使ったということで貼られたそうですよ。ずっとね。そういう意味で相当な金が予算オーバーしてかかったということで、ほかにするとこがあったんでも、そのほうにつぎ込んだために現予算でもなくなったというのが現状なんですね。

それで、次年度の国に予算申請をして、残りは来年に持ち越すという形になったということですよ。そのための今のお話だった。早く言えば木場地区の帽子田のため池のためにちょっと言えば申請をしなきやならないような形になったと思って、ちょっと恐縮しているんです。そういう実情を聞いているんですね。

ですから、来期はもう作られるんですかね。木場が作れないということだったんですが、そうであれば予算が降りるかどうかも分からんし、なかなか堤工事を受注するところがないというのがほとんどそうだということでございます。水に関することについてはものすごく大変なことだということで、そういうことも含めて、どうも来年当初からまたすぐ予算が降りて工事ができる状況じゃないということで、来年はとりあえず水田は2年は作ってよいということで。そして秋にまた今年のちょうど今9月以降にまた水を通して、落とした段階でまた工事をやるという形を取るそうで。それで、部分的にあと二、三千万ぐらい不足をしているんじゃないかな。8千万の予定が1億を超えるという状況になったそうですね。そういうことで、木場の帽子田の方が残ったということありますのでね。そういうことでの三条資格者ということで同意いただきたいということだと思います。

そういうことで、それなりに今年皆さんもしておられると思うんですけど、当然国からの事業をしていただいているんですからもう前向きにお願いして協力しているところ皆さんよろしくお願ひしたいと思います。そういうことで一応おつなぎしておきたいと思います。

15番（林 勇作君） 大体今まで少し関連があるんですが、今日は帽子田ため池の責任者の方が私のところに来られて、今の現状 惣勘田ため池から水を少し送っているんですよね。少し溜めたりしているということで。素人でちょっと考えてみたときに、帽子田ため池の内側が石垣がついていないんですね。それも心配しておったとですけど、なんかコンクリート関係があるということがございましたけれども。外側も石垣も何もないということで、果たしてそれで大丈夫かと心配する人もおるんですよね。すぐには崩れたりどうのこうのないと思いますけど、果たしてそれで大丈夫なのか。設計の事で私たちは分からんですけど、ちょっと説明をいただいたらと思います。

産業経済課主査（尾崎 喜好君） すみません、ため池の改修工事についてなんですが、すみません、詳しい内容につきましては産業経済課のほうで全てを把握しているわけではありませんので、県のほうに確認をしまして回答させていただくというような形でよろしいでしょうか。

8番（藤永 九市君） 今の意見に伴うんですけど、今産経のほうから言われましたように、この事業に関しては直接県のほうが入って産経はあんまり今回初めてこの三条申請に伴って

は意見聴取に取り組んでほしいということだと思うんですけど、もう直接で産経は入っていないんですよ、工事内容については。なぜかと産経のほうに尋ねても、いや直接産経は技術的なこととか内容については入っておらんですよということだったんですけど、県のほうが直接。そうすると、県から直接事業、業者にという形の工事の着手についてこれまでの経緯は。そういうことで進んできている。県の事業として直接。ですから、いろいろな疑問があつたりなんだりして、産経に聞いても、産経はいやそれは直接しとらんけん分からんですよという状況下にあるんですね。ただ、今回初めてこれ上がってきたもんですから、産経を通してという形になったとかなと思いますね。そういうことです。

それと工事の工法はもう防災上の問題が力点おかれているもんですから、従来のように石垣建ててのり面だけをというふうな作りじゃあ全くないんですね。もう前も後ろも同じような角度でものすごくすり鉢のような作り、工法になっています。それで、誰が見ても、あれで水が溜まるとかなど、大丈夫かなというイメージは与えると思う。見てびっくりですよ。ものすごい前も同じような勾配のつけ方、石垣とかとんでもない、そういう作りじゃないんですね。だから、関係者でも心配することが水を溜めてずる泥が落ちんのかなとかなんとか。見たらびっくりするごたですよ。しかしそういう国の方針で工法がなっているということで十分そういうことを考慮しながら進められてきていると思います。もちろん3地区ともそのような形だろうと思うんですね、堤の形状が。

それで今の段階で進める中で、3ヶ所ですけど、今後の計画も踏まえてあるのかどうかもついでですから、産経で把握されておればお伺いしたいと思うんですが。

以上です。

産業経済課主査（尾崎 喜好君） 今後の計画についてなんですかけれども、ため池の整備計画というものは実際複数ため池、今後の計画はあります。既に整備計画が決まっているため池が10か所ないぐらいですね、数か所もう決まっておりまして、今佐々町に定められております下流域に民家や公共施設がありまして、人的被害を及ぼす可能性がある。ため池の堤体が決壊した際に、下流域に影響を及ぼすことが大きいため池というのが38か所あります、その整備計画で決まっているため池以外のため池につきましては、令和3年度から劣化状況調査というのを行っております。

県のほうとしましては、まず佐々町のほうで劣化状況調査を行いまして、その結果に基づいて、例えば堤体から漏水をしているとか石垣がもう崩れてしまっているとか、その改修基準を超えたものについては県のほうで改修を行っていく。それは改めて整備計画を作っていくというふうな形になっておりまして、全てのため池が改修対象になるわけではありませんで、劣化状況調査の結果によりまして改修整備を行っていく形でしか今はまだ決まって

いない状況です。どこで改修をする、整備をするという正確なところ、全てのため池においてはまだ決まっているものではありませんが、今後その事業を進めていく中で徐々に決まっていくものと考えております。

以上です。

4番（藤永 茂君） 38か所危険箇所があるとお聞きしました。私も地区の堤の代表者として関わっているところもあります。今ありましたように帽子田の堤も時々見させてもらって、今どういうふうな状況かははつきり分かりませんけど、ああいうふうな構造で今から改修工事がなされていくものであれば、やはりちょっと心配な点が皆さん地域の人にはあられるかと思いますけど、私もそういうふうに感じるところであります。

そういったことで危険箇所があるとすれば、代表者の方に少し説明を含めて、こういうふうな構造で改修になりますよと教えてもらえば安心感が増してくるんじゃないかなと思うんです。

以前、うちの方のため池補修では堤体にコンクリートを注入したというふうな経緯があって、水漏れを止めたというふうなことを聞いております。そういうふうな工法は今後はされないものか。もう全くああいうふうな形で木場のため池みたいな形で改修していくということになれば。どうかなというふうなことも心配しますので、もし今後そういうようなときがあれば、代表者の方にこういうふうな改修工事ですよということを説明いただければ助かります。

産業経済課主査（尾崎 喜好君） まず御質問のありました改修の際にはがその管理者の方のほうに周知を行うという点では、ちょっと当初帽子田、大小田、稗田のため池の際にはちょっとすみません、前々任の者になってしまいまして、周知をしていたかどうかっていうところの確認が今取れていない状態なんですが、今後は開始をする際には管理者の方等には周知を行うようにしてまいります。

もう1つの御質問をいただきました漏水等が生じた際にコンクリートの注入等での補修っていうのは行わないのかという点につきましては、それは条件によると思います。小規模なものであれば、コンクリート注入等で抑えられると思うんですけども、それが大規模、コンクリートを注入しても、モルタルを注入しても流れ出てしまうぐらいの大規模なものになってしまふと、もう改修をするしかないで、今しているような改修工事というような形の判断になる可能性が高いと思います。

ただ、決定としましては町がこういうような形で作ってくださいということはちょっと言えませんで、県のほうが業務委託をする業者さんほうに業務委託をされまして、それで出てきたものから精査をした上で工事に入っていきますのでちょっとその分というのは

また決まり次第御説明を差し上げて安全ですよということでのお話をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。よろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） 他にありませんか。

なければこの件につきましては、委員会としましては、三条資格者は43名で回答いたしますが、よろしいでしょうか。

ではそのように回答いたします。

続きまして、佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局長（橋川 貴月君） すみません、佐々町農業振興計画の意見聴取ということですけど、資料が、申しわけありません、今日いただいたもので私も詳細な内容は見ておりません。事務局からの提案でございますけれども、12月に意見を皆さん方から今日の資料をお持ち帰りいただきてみておいていただいて4地区ございます。12月の総会に諮らせていただいて、意見をまとめたいと思っております。ちなみに1か所目が資料でいくと1ページ目から19ページ目までになります。場所は皆瀬免になります。申請者が2ページ目に書いてあります〇〇〇〇さん。地主さんのお孫さんとなられるということです。娘さん。娘さんということです。それと、2件目が20ページ目からになります。木場町内会になられます。申請人が〇〇〇〇さんですかね。それと〇〇〇〇さんで、地主さんと売買の予定だということになっています。

それと、3件目です。38ページになります。39ページに申請人がございます。申請人が〇〇〇〇さんで、土地所有者の方の姪さんになられるということです。今話した3件が住宅を建てたいということでの申請となっております。

それともう1件ございます。56ページになります。57ページを見ていただくと申請人の名前がございます。申請人が〇〇〇〇氏ということで、これにつきましては前々回の総会でしたかね、のときに、協会の誤認で違反転用いたりましたということで報告をさせていただいた物件になります。

以上、4件ありますが、すみません、資料が当日配付となったため、審議自体は意見聴取自体は12月の総会の際にいただけたらと事務局の提案をさせていただきますけどよろしくお願ひいたします。

会長（吉野 裕君） 事務局から説明がありましたが、来月の審議ということでよろしいですか。

それでよければ、一応持って帰られて中を見せていただいて、来月の総会の折、必ず持ってきていただけるようお願いします。

事務局長（橋川 貴月君） すみません、私が置いてくださいと言いましたけど、持って帰れて。量が多いので。

10番（池田 晴良君） 事前に郵送しては。

事務局長（橋川 貴月君） これだけの資料ですので。郵送はしません。

会長（吉野 裕君） これは次の総会のとき、またこれ持ってきてください。忘れないように。

2番。

2番（濱野 努君） まずは産業経済課のほうで現地視察は当然行かれると思うんですけど、もし行かれるようなことであればそれに同行する（聞き取り不能）。

会長（吉野 裕君） 産業経済課課。

産業経済課（作永 善則君） 一応この4件の分ですけど、既に申請が出ている時点で産業経済課のほうでも事前に手続きを代行する行政書士さんのほうからも打診があつた部分で把握済の土地の部分が4件とも把握している部分でございます。ただ、違反転用の部分の1件のみがうちとしては今お付けしている資料の中でもちょっと県のほうにも意見照会のほうが農業委員会さんとあと農協のほうからの意見をもらって、本申請、事前協議ということで県のほうに処理を上げる形にはなるんですけど、現時点では4件目の違反転用の部分の写真がちょっと不足しているので、そのところは、このまま出してもおそらく県のほうからは状況が分かりませんということで回答は戻ってくると思いますので、手続きの申請者の人、あとうちのほうでも再度確認ということで現地のほうの確認をしていきたいと思っております。

以上です。

会長（吉野 裕君） 産経について以上になりますけど、よろしいですか。（中断）

では、続いて4件目、農地利用集積計画（利用権設定）の担当委員選定について、事務局から説明をお願いします。

事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 資料の107ページから109ページの間までに28件の今回利用権設定となる対象のものがございます。これについては担当委員の選定をお願いしたいのによろしくお願ひいたします。

なお、12月の総会でできるだけ早い時期に利用権設定の承認を上程したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それぞれの地区で担当委員を決めていただきたいので、議長のほうに暫時休憩のほうをお願いしたいと思います。

会長（吉野 裕君） 3番はよかつちゃない。

事務局長（橋川 貴月君） 失礼しました。107ページの番号でいくと3番については、最初の議案のほうで契約書ができております。ということで説明はさせていただきました。ち

なみに3番の土地の所有者が○○○○さんという分については契約書ができておりますので、それを除いた27件の分についての担当者決めをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

会長（吉野 裕君） 休憩いたします。

（休 憩 午後 15時 00分）

（会議再開 午後 15時 18分）

会長（吉野 裕君） 会を再開します。

事務局。

事務局長（橋川 貴月君） では、決定した番号を言います。

まず最初に、町のほうで事務局で付けた番号です。その次に担当委員さんの番号を言います。番号1は6番委員、番号2は事務局、番号3は欠番となります。番号4は4番委員さん、番号5は4番、番号6は4番委員さん、番号7は4番委員さん、番号8は10番委員さん、番号9は6番委員さん、番号10が事務局となります。次のページです。番号11は16番委員さん、番号12は19番委員さん、番号13は16番委員さん、番号14は2番委員さん、番号15は事務局となります。番号16は6番委員さん、番号17は15番委員さん、番号18から19は19番委員さんになります。番号20は2番委員さん、番号21は11番委員さん、番号22は15番委員さん、番号23は11番委員さん、番号24は1番委員さん、番号25は8番委員さん、番号26、27、28の3件は1番委員さんとなります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

で、申しわけありません。この27件につきましては、12月の総会で利用権設定を早期に結びたいと思っておりますので、12月の総会までにそれぞれちょっと期間が短いですけれども、契約のほうの打診をよろしくお願ひいたしたいと思っております。

事務局からは以上です。

2番（濱野 努君） すみません、2番です。○○○○さんの分はもしできれば事務局でお願いできますか。

事務局長（橋川 貴月君） すみません、借り手の方で話がありました○○○○さん、かなり数がありますので、貸し手の方、地主さんの分を取ってから事務局を持ってきていただければ○○○○さんについては、事務局にきていただいて全部一緒にまとめて借り手として押印をいただきたいと思っております。まずは貸し出し手の方の確認を得てから持ってきていただければ事務局でまとめて○○○○さんの分については処理したいと思っております。そういう方向でよろしいでしょうか。（発言する声あり）（笑声）了解しました。

会長（吉野 裕君） それでは協議事項を終わります。

6番、その他。実質化された人・農地プランへの追記・加筆について、事務局からお願ひします。

事務局長（橋川 貴月君） 次に、日程6の実質化された人・農地プランへの追記・加筆についてということでしたけれども、これについては10月の総会時に県北振興局農林部から資料を提出されて、それぞれ地区に持ち帰り加筆や修正があれば1月の総会までに回答がほしいと案内がついておりました。内容とすれば8地区ございますけれども、対象地区の課題や対象地区内における中心経営体の農地の集約化に関する方針。方針を実現するために必要な取組に関する方針についての3項目について加筆とか修正があれば11月の総会までにいただけないでしょうかということであつてありました。もし、そういう件があれば、会が終わった後でも結構ですので事務局のほうにこういう加筆をしてほしいということで話をいただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

次の日程その6のその他に移らせていただきます。

②の12月定例会の日程についてということになります。12月定例会の日程の案についてですけれども、五役会を12月の17日金曜日の13時30分から行いたいと思っております。総会は12月24日金曜日の13時30分からと考えております。もう一度言います。五役会を12月の17日金曜日の13時30分。総会は12月24日金曜日の13時30分からと考えております。この案でよろしくお願ひしたいと思っております。

会長（吉野 裕君） 以上の日程でお願いします。

事務局長（橋川 貴月君） 次に、その他のその他ということで、すみません、令和4年度の予算編成の時期を迎えております。視察研修というのが毎年する予定で予算は組んでおりましたけども、令和2年度から行けないような状態になっております。具体的には予算編成ですでの、どの辺にどういった形で組みたいということを総会の中ではなくて、一旦終了させていただいてその中で皆さんの御意見等もこちらの考え方をお伝えしながら予算取りの骨格を決めさせていただけたらと考えております。

事務局からその他について全てです。以上、よろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） 皆さんのほうからその他について何かありませんか。

なければ、本日の総会を終了したいと思います。大変お疲れさまでございました。

（ 閉　　会　　午後　16時　00分　　）

上記のとおり相違ありません

会長　吉野　祐

会議録署名委員　池田　晴良

会議録署名委員　井手俊博